

2018年12月3日

政府税制調査会 御中

自民党 税制調査会 御中

公明党 税制調査会 御中

子どもに無煙環境を推進協議会
一般社団法人 日本禁煙学会

小規模飲食店などが全面禁煙とした場合に、改装費等の税額控除を税制改正大綱に盛り込むよう、要望・提案します

謹啓

「店舗面積が100m²以下の中小企業者等の飲食店が、受動喫煙の防止のために、店内を全面禁煙とした場合に、改装費・設備費・撤去費等について特別償却又は税額控除が受けられることを明確化する。」ことを、税制改正大綱に入れていただくよう、要望・提案いたします。

(店内を全面禁煙とした場合の改装費・設備費・撤去費等について、国及び自治体の助成制度が望まれ、都道府県への交付税を通じての市町村への助成が望ましいことではありますが、税制改正の範囲外でしょうから、今回はこの内容は含みません。)

1. 2018年度の税制改正大綱で、以下が盛り込まれました。

税制改正大綱

https://jimin.ness.nifty.com/pdf/news/policy/136400_1.pdf

85 ページ

(7) 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、飲食店において設置する受動喫煙の防止のための喫煙専用室に係る器具備品及び建物附属設備がその対象となることを明確化する。(所得税についても同様とする)

2. これは、厚生労働省からの2018年度の税制改正要望として提案され、大綱に入れられたものです。

平成30年度税制改正の概要(厚生労働省関係) 平成29年12月

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000189018.html>

<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12601000-Seisakutoukatsukan->

1 ページ

○ 受動喫煙防止対策に伴う税制上の措置〔所得税、法人税〕 (P9)

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、飲食店において設置する受動喫煙の防止のための喫煙専用室に係る器具備品及び建物附属設備がその対象となることを明確化する。

9～10 ページ

受動喫煙防止対策に伴う税制上の措置の創設 (法人税、所得税)

1. 大綱の概要

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度 (※) について、飲食店において設置する受動喫煙の防止のための喫煙専用室に係る器具備品及び建物附属設備がその対象となることを明確化する。

(※) 商業・サービス業・農林水産業活性化税制

2. 制度の内容

○ 経営改善の取組を行う商業・サービス業等 (※1) の中小企業等の設備投資を後押しするため、平成 31 年 3 月 31 日までに、一定の要件を満たした経営改善設備 (※2) の取得を行った場合に、取得価額の特別償却 (30%) 又は税額控除 (7%) (※3) の適用を認める措置。

※1) 対象者は、中小企業等 (資本金額 1 億円以下の法人、農業協同組合等) 及び従業員数 1,000 人以下の個人事業主

※2) 認定経営革新等支援機関等 (商工会議所等) による、経営改善に関する指導に伴って取得する下記の設備・器具・備品 (1 台又は 1 基の取得価額が 1 台 30 万円以上)、建物附属設備 (1 台の取得価額が 60 万円以上)

※3) 税額控除の対象は、資本金が 3,000 万円以下の中小企業等又は個人事業主に限る

3. 上記は、2018 年 7 月に改正健康増進法が可決成立する以前に導入された税制改正内容ですが、国民の健康増進のために、本来的には

受動喫煙の危害を抜本的に改善するためには、「喫煙専用室」などを設けるよりも、店内を全面禁煙とする方が、改装費・撤去費などはかかるとしても、「喫煙専用室」に比べ設備費やメンテナンス費用などは皆無で、スペースもいらず、かつ煙の漏れは無いので、健康的ですし、はるかに経済的でエコでもあります。

従って、「店舗面積が 100m²以下の中小企業者等の飲食店が、受動喫煙の防止のために、店内を全面禁煙とした場合に、改装費・設備費・撤去費等について特別償却又は税額控除が受けられることを明確化する。」を税制改正大綱に盛り込むことは、国民の健康づくり及び健康寿命延伸をよりいっそう進めるために有用かと思えます。

※改正健康増進法では、店舗面積が 100m²以上の飲食店は禁煙となりますが、大都市では、飲食店の 80～90%は喫煙可能になると推計されており、客も従業員も多くが受動喫煙の

危害から守られるとは言えない危惧とリスクがあります。

※また、改正健康増進法の採決にあたって、衆参の厚生労働委員会の附帯決議で「F C T C 枠組み条約が求めている「喫煙室のない屋内完全禁煙」実現に向け、課題の整理や周知・啓発に取り組むこと。」などが盛り込まれましたが、見直しの5年後まで、国民の84%以上もの非喫煙者の受動喫煙の危害が放置され続けることが憂慮されます。

※これまで喫煙可であった飲食店にあつては、喫煙及び受動喫煙によるタールや有害物が、壁・天井・床・設備など店内全てに付着し、染み込んでいて、店内禁煙となっても、これら臭いや有害物が発散し、放出され続けます（三次喫煙といわれています）。

従って空気の美味しい禁煙飲食店とするためには、喫煙室の撤去費用を含め、少ない改装費や設備費が必要とされます。

※これらを改善し、100m²以下の飲食店の禁煙化を促し、援助するためにも、標記の税額控除は有用です。

4. 小規模店での全面禁煙への改装費・撤去費などの助成制度の事例として、以下があります。

(a) 千葉市では2018年9月補正予算でその制度が設けられました。

<http://www.city.chiba.jp/somu/shichokoshitsu/hisho/hodo/documents/180903-1-3.pdf>

<http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkou/kikaku/30jigyousyasien.html>

屋内禁煙化への助成

対象施設 既存小規模飲食店（客席面積100㎡以下かつ資本金5千万円以下）

対象経費 喫煙室の撤去等に要する経費

補助率 9/10（上限10万円）

(b) 鳥取県でも、既存の小規模飲食店が全面禁煙に切り替える場合、改装費の一部を助成する制度が2018年10月に可決されました。

http://db.pref.tottori.jp/yosan/30Yosan_Koukai.nsf/55083148a0850f7d492578e60018079f/4938db0a021cc98f492582fe002c6830?OpenDocument

<https://notobacco.jp/pslaw/tottorijosei18.pdf>

イ 施設の禁煙化支援

施設の全面禁煙のための施設改装（壁紙の改装、カーテンの交換、喫煙室の撤去等）を行う費用の一部を助成する。

事業費の2/3又は10万円まで（総予算2,000千円）

以 上